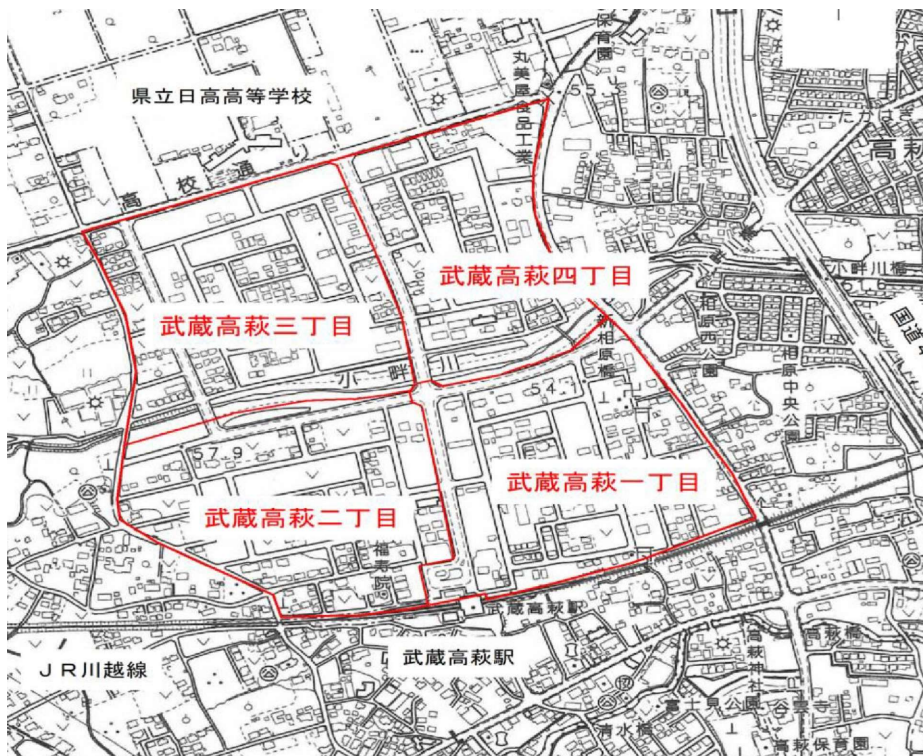


川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

会社・法人変更登記のしおり

このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

令和6年11月上旬から
会社等の所在地（地番）が変わります



日高市

1. はじめに 所在地変更に伴う会社・法人登記の変更について

町名地番の変更は、土地区画整理事業などの実施に際し、町名や地番を整理することで地番の混乱を解消するために不可欠な作業となっており、法律上皆様に手続きしていただくかなければなりません。

換地処分の公告日以降手続きを行ってください。

町名地番が変更されますと、土地区画整理事業施行地区内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地または個人の住所が変更されますので、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

なお、手続きの際に、市街地整備課で発行します「所在地変更証明書」を添付していただくと、会社の移転扱いとならず、登録免許税が免除されます。（ただし、未登記の事項がありますと別途登録免許税がかかる場合があります。）

また、換地処分に伴う登記により、土地区画整理事業施行地区内の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、土地や建物の所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権の設定や抹消等の登記）ができなくなります。閉鎖期間は、公告日から3か月程度の予定となり、登記閉鎖が解除されましたら、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

なお、法人登記簿は閉鎖されません。

目次

1. はじめに 所在地変更に伴う会社・法人登記の変更について	1
2. 皆様にお届けするもの	2
3. このような場合に手続きが必要です	3
4. 新しい所在地などの表し方	4
5. 郵便番号について	4
6. 会社所在地変更について	5
7. 会社役員の住所変更について	7
8. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について	14
9. 所在地変更証明申請書	16

2. 皆様にお届けするもの

◆今回お届けしたもの・・・会社・法人変更登記のしおり（この冊子です）

換地処分の公告日以降にお届けするもの

所在地変更のお知らせ ※ 公告日以降発送	今回の町名地番変更により新しく設定されるあなたの会社等の所在地が記載されているものです。 （証明書としては使用できません）
所在地変更証明書 ※ 公告日以降発送	所在地変更の証明書として、各種手続きに使用できます。 枚数が不足する場合は、市街地整備課にて無料で発行します。 申請場所：市街地整備課 TEL042(989)2111(内線 3361・3362) 必要書類：①申請人の本人確認書類 ②所在地変更証明申請書（様式 16 ページ） 証明書は、換地処分の告示日時点で土地区画整理事業施行地区内に住民登録されている方、及び事務所等を設置していることが確認できた事業所等について証明します。 個人の方へ発行する町名地番変更証明書の追加発行は、市民課または各出張所へお問い合わせください。 ※対象者の方には別途ご案内いたします。 ※代表者等の住所の変更登記で 사용합니다。

3. このような場合に手続きが必要です

以下のような場合、管轄する法務局での変更登記が必要です。

◆会社の「本店」、「支店」の所在地、または会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

◆登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になったとき
(以下、「会社等」と総称し会社について説明します)

- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。

取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

しかし、有限会社は、役員の住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。

会社等変更登記には期限があります

※以下の期間内に手続きを行ってください。

本店（主たる事務所）所在地：換地処分の公告日の翌日から
2週間以内 ※1

不動産等の登記名義人住所：期限の定めなし ※2

※1 所在地の変更登記については、法定期間の定めがありますので、ご注意ください。

また、変更登記の申請をしないと、登記上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合があります。

※2 土地・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は市（施行者）の届出により法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため、市（施行者）による書き換えはできません。お手続きに制限はありませんが、相続・売買が生じた際には必ず併せてお手続きしていただくようよろしくお願いいたします。

4. 新しい所在地などの表し方

新しい所在地等の表し方は次のようになります。

◆所在地（住所）・・・新たな町名と地番に変わります。

変更前（例） 日高市大字高萩××番地×	変更後（例） 日高市武蔵高萩一丁目××番地× ～ 四丁目××番地×
------------------------	---

◆不動産（土地・建物）・・・土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

変更前（例） 日高市大字高萩字蔵脇××番（地）× 字堀之内前××番（地）× 字堀之内××番（地）× 字彌次郎××番（地）× 字拾石××番（地）× 字上宿××番（地）× 字中宿××番（地）× 字下宿××番（地）× 字六郎ヶ谷戸××番（地）× 字別所××番（地）× 字小網ヶ谷戸××番（地）× 字乙釘貫××番（地）× 字相原××番（地）× 字新宿××番（地）× 字西新宿××番（地）× 字梨ノ木××番（地）× 字王神××番（地）× 字南王神××番（地）× 字中王神××番（地）×	変更後（例） 日高市武蔵高萩一丁目××番（地）× ～ 四丁目××番（地）×
--	---

5. 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

日高市武蔵高萩一丁目～四丁目・・・〒350-1216

※郵便番号が変更となります。

6. 会社所在地変更について

ここでは、登記の変更について具体的な手続き方法についてご案内します。

登録免許税

会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、市役所で発行する「所在地変更証明書※」を添付すれば免除されます。

※所在地変更証明書は公告日以降に地区内の法人宛に送付いたします。

追加で必要となる場合は、下記担当課まで手続きをしてください。

なお、申請者の免許証等本人確認できるものの提示が必要です。

◆会社等の所在地の変更のための 所在地変更証明書 は
市街地整備課（０４２－９８９－２１１１ 内線３３６１・３３６２）

◆代表者の住所変更のための 町名地番変更証明書 は
市民課（０４２－９８９－２１１１ 内線１２０２・１２０３）

※住所変更の登記が必要な役員の登記上の住所と町名地番変更証明書の住所が一致しない場合には、登録免許税が免除されない場合がありますので、管轄の法務局へご相談ください。

登録申請について

- （１） 次ページの記載例をご参照ください。
- （２） 「所在地変更証明書」を添付して申請した場合、登録免許税はかかりません。
- （３） 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒ボールペンなどではっきり書いてください。鉛筆は使用できません。
- （４） 申請書は、他の添付書類とともに、左とじにして提出してください。申請書が２枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- （５） 代理人の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。
- （６） 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書在中」と記載してください。

手続き方法

下記の表に基づき、必要書類をそろえて関係機関へ申請を行ってください。
 代理人が申請する場合は委任状が必要です。

		本店（主たる事務所） の所在地表示が変更になったとき	支店（従たる事務所） の所在地表示が変更になったとき
		本店における手続き	本店における手続き
必要書類		○会社変更登記申請書 ○所在地変更証明書 ○委任状（代理申請時）	○会社変更登記申請書 ○所在地変更証明書 ○委任状（代理申請時）
登記の期間		<u>換地処分の公告日の翌日</u> から2週間以内	<u>換地処分の公告日の翌日</u> から2週間以内
申請人	株式会社	代表取締役	
	特例 有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑登録している取締役の一人	
提出する先		さいたま地方法務局	本店の所在地を管轄する法務局

7. 会社役員の住所変更について

武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行地区内に住んでいる会社役員がいる場合は、換地処分に
 伴い住所の変更が必要となります。

○住所変更の登記が必要な役員

- ・ 株式会社の場合 ⇒ 代表取締役
- ・ 特例有限会社の場合 ⇒ 取締役（全員）、監査役（おいている場合）

役員の住所変更登記

登記の期間	換地処分の公告日から2週間以内	
登記所	本店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役をおいている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役をおいていない場合 ⇒ 法務局に印鑑登録している 取締役の内の一人
必要書類	① 株式会社変更登記申請書（または特例有限会社変更登記申請書） ② 町名地番変更証明書 ※1 「町名地番変更証明書」 ○市民課より発送。 不足した場合は市民課または各出張所へお問い合わせください。	

記載例： 会社 の所在地変更を申請する場合

(本店が施行地区内にある場合) ※用紙サイズ A 4

4.5 cm × 10.5 cmのスペースを空けてください。
受付番号貼付欄

わかる場合に記載してください

株式会社変更登記申請書

特例有限会社の場合は、「特例有限会社変更登記申請書」としてください。

1 会社法人等番号

0000-000-0000
フリガナ

1 商 号

000株式会社

現在(旧)の登記簿のとおりに記載してください。「埼玉県」が登記記録の所在地についている場合は、「埼玉県」を付けて記載してください。

1 本 店

埼玉県日高市大字高萩000番地0

1 登 記 の 事 由

① ☒ 本店の変更
② ☒ 代表取締役 ☐ 取締役 ☐ 監査役 ☐ 代表社員の住所変更

該当部分の□にチェック☑をしてください

1 登記すべき事項

① ☒ 令和 年 月 日 区画整理による町名地番変更により
本店を次のとおり変更

変更後の本店
埼玉県日高市武蔵高萩0丁目0番地0

変更後の新所在を記載してください

② ☒ 令和 年 月 日 区画整理による町名地番変更により
☒ 代表取締役 ☐ 取締役 ☐ 監査役 ☐
日 高 太 郎 の住所を次のとおり変更

変更後の住所
埼玉県日高市武蔵高萩0丁目0番地0

住所変更をされる役員が複数いる場合は、該当者全員の氏名を記入してください

変更後の新住所を記載してください

この申請書式原本は、さいたま地方法務局HPよりダウンロードできます。
書式につきましては、管轄する法務局へお問い合わせください。
区画整理または住居表示実施による商業・法人登記申請書様式及び記載例について
URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000202.html>

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5項の規定により非課税

1 添付書類
証明書

委任状

〇通

1通

本店及び住所を変更した役員について、個別に各1通ずつの証明書(所在地変更証明書または町名地番変更証明書)を添付してください。※1

代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和 年 月 日

申請人

本店 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇 ※ア
商号 日高商事株式会社 ※イ

代表者の資格 (☑代表取締役 □取締役 □代表社員)

住所 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇 ※ウ
代表取締役 日高 太郎 ㊞

※ア～エには以下を記載する。

※ア：変更後の新所在地

※イ：商号

※ウ：代表者の変更後の新住所、氏名

※エ：代理人の住所、氏名

法務局に登録してある印鑑（代表者印）を鮮明に押してください。

申請代理人

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 ※エ
氏名 日高 一郎 ㊞

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑(認印)を押します。この場合には、申請書の※ウの部分に法務局に登録してある代表者の押印は、必要ありません。

日中連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

さいたま地方法務局 御中

書類に不備な点があれば法務局からご連絡いたしますので、

必ずご記入願います。

なお、ご連絡は平日昼間の時間帯となります。

※1 「所在地変更証明書」・・・市街地整備課より発送。

「町名地番変更証明書」・・・市民課より発送。

不足した場合は各担当課までお問い合わせください。

記載例（会社委任状）

委 任 状

住所 ○○県○○市○○町○○番地
氏名 日高 一郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

- 1 令和 年 月 日 区画整理による町名地番変更に伴う
☒本店変更登記

☒代表取締役 ☐取締役 ☐監査役 ☐代表社員の住所変更登記
を申請する一切の権限（注1）

変更後の住所 埼玉県日高市武蔵高萩○丁目○番地○

- 2 原本還付の請求及び受領に関する件（注2）

令和○年○○月○○日

（本店） 埼玉県○○市○○番地○

（商号） 日高商事株式会社

（代表者の資格） ☒代表取締役 ☐取締役 ☐代表社員）

（代表者の氏名）日高 太郎 ⑩ （注3）

- （注） 1 該当部分の□にチェックをし、区画整理の年月日を記載します。
2 原本還付を請求する場合に記載します。
3 代表者が法務局に登録している印鑑（代表印）を鮮明に押します。

記載例： 法人・組合 の所在地変更を申請する場合

(主たる事務所が施行地区内にある場合) ※用紙サイズA4

4.5 cm × 10.5 cmのスペースを空けてください。 受付番号貼付欄		法人の種類を記入してください
わかる場合に記載してください 〇〇〇事業協同組合変更登記申請書		
1 会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	主たる事務所の所在地を変更する場合には、こちらに現在(旧)の登記簿のとおりに記載してください。「埼玉県」が登記記録の所在地についている場合は、「埼玉県」を付けて記載してください。
フリガナ		
1 名 称	〇〇〇事業協同組合	
1 主たる事務所	埼玉県日高市大字高萩〇〇〇番地〇	
1 登記の事由 ☒ 主たる事務所の変更 該当部分の□にチェック☑をしてください ☐ 理事長 ☒ 代表理事 ☐ 理事 ☐ _____ の住所変更		
1 登記すべき事項 ☒ 令和 年 月 日 区画整理による町名地番変更により 主たる事務所を次のとおり変更 変更後の主たる事務所 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇 変更後の新所在地を記載してください ☐ 令和 年 月 日 区画整理による町名地番変更により ☐ 理事長 ☒ 代表理事 ☐ 理事 ☐ _____ 日 高 花 子 の住所を次のとおり変更 住所変更をされる役員が複数いる場合は、該当者全員の氏名を記入してください 変更後の住所 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇 変更後の新住所を記載してください		

この申請書式原本は、さいたま地方法務局HPよりダウンロードできます。
書式につきましては、管轄する法務局へお問い合わせください。
区画整理または住居表示実施による商業・法人登記申請書様式及び記載例について
URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000202.html>

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5項の規定により非課税

1 添付書類
証 明 書

委 任 状

〇通

1通

主たる事務所の所在地変更証明書を添付してください。なお、一般社団・財団法人については、住所を変更した役員について、個別に各1通ずつの町名地番変更証明書を添付してください。※1

上記のとおり、登記の申請をします。

代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

令和 年 月 日

申 請 人

主たる事務所 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目

〇番地〇

※ア

名 称 日高事業協同組合

※イ

※ア～エには以下を記載する。

※ア：変更後の新所在地

※イ：商号

※ウ：代表者の変更後の新住所、氏名

※エ：代理人の住所、氏名

代表者の資格（代表理事）

住 所 埼玉県〇〇市〇〇番地〇

※ウ

日高 花子 印

法務局に登録してある印鑑（代表者印）を鮮明に押してください。

申請代理人

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

※エ

氏 名 日高 一郎 印

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合には、申請書の※ウの部分に法務局に登録してある代表者の押印は、必要ありません。

日中連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

さいたま地方法務局 御中

書類に不備な点があれば法務局からご連絡いたしますので、必ずご記入願います。なお、ご連絡は平日昼間の時間帯となります。

※1 「所在地変更証明書」・・・市街地整備課より発送。
「町名地番変更証明書」・・・市民課より発送。
不足した場合は各担当課までお問い合わせください。

委 任 状

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 日高 一郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

- 1 令和 年 月 日 区画整理による町名地番変更に伴う
 ☒主たる事務所変更登記

☐理事長 ☒代表理事 ☐監査役 ☐_____の住所変更登記
を申請する一切の権限（注1）

変更後の住所 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇

- 2 原本還付の請求及び受領に関する件（注2）

令和〇年〇〇月〇〇日

（主たる事務所） 埼玉県日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇

（名 称） 日高事業協同組合

（代表者の資格 ☐理事長 ☒代表理事 ☐理事 ☐_____）

（代表者の氏名）日高 花子 ⑩ （注3）

- （注） 1 該当部分の□にチェックをし、区画整理の年月日を記載します。
 2 原本還付を請求する場合に記載します。
 3 代表者が法務局に登録している印鑑（代表印）を鮮明に押します。

8. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について

町名地番変更に伴い、法務局に登録されております不動産（土地・建物）の権利部（甲区）（所有権に関する事項）や権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）の名義人住所はご本人の申請があるまで変わらないため、皆様に申請していただく必要があります。

手続きに期限はありませんが、なるべく早めに手続きをお願いいたします。

なお、土地登記簿（表題部＜所在、地番、地目、地積＞）及び建物登記簿（表題部＜所在、家屋番号＞）につきましては、さいたま地方法務局飯能出張所で、区画整理の換地処分に伴う登記により書換えをします。

※土地や建物の不動産登記は、換地処分に伴う書換え作業を行うため、登記が完了するまでの間、一般の登記手続き（住所変更手続き、所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止されます。（公告日から3か月程度）。そのため、登記事務の停止が解除された後に手続きを行ってください。登記閉鎖の解除のご連絡は、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

◎変更していただく届出等について

変更していただく届出等	届出先	必要な書類等	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	さいたま地方法務局 飯能出張所 TEL042 (972) 2580	・登記申請書 ・町名地番変更証明書 ・法務局に登録している印鑑	※手続きに期限はありませんが、なるべく早めに手続きをお願いいたします。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記			

◎登記申請書記載上の注意事項について

- (1) 次ページの記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、「町名地番変更証明書」を添付してください。
- (3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒ボールペンなどではっきり書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利書等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに、左とじにして提出してください。申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書在中」と記載のうえ、返信用封筒及び切手（簡易書留等郵便料金分）を同封のうえ、簡易書留郵便により送付してください。

4.5 cm×10.5 cmのスペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的

所有権登記名義人住所変更

原 因

令和 年 月 日 町名地番変更

新住所

変更後の事由

埼玉県日高市武蔵高萩○丁目○番地○

申 請 人

住所 埼玉県日高市武蔵高萩○丁目○番地○
○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

印は鮮明に押印お願いいたします。

添 付 資 料

証明書 1通

「町名地番変更証明書」
を添付してください。

令和○年○月○日

申請 さいたま地方法務局 飯能出張所 御中

申請書提出年月日（手続き
は登記事務停止終了以降）

登録免許税

登録免許税法第5条第5項により非課税

不動産の表示
土地の表示

変更後（登記事務停止終了後）の登記の内容を正確に
ご記入ください。

所在	地番	地目	地積
日高市 武蔵高萩 ○丁目	○番○	宅地	234.56㎡

建物の表示

所在	日高市 武蔵高萩○丁目 ○番地○				
家屋番号	○番○	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90㎡	2階 67.89㎡			

所在地変更証明申請書

令和 年 月 日

(あて先)

川越都市計画事業 武蔵高萩駅北土地区画整理事業

施行者 日高市

代表者 日高市長

土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告に基づき、下記のとおり所在地に変更があったことを証明願います。

会社等の名称		
所在地	変更前	埼玉県日高市大字高萩 番地
	変更後	埼玉県日高市武蔵高萩 丁目 番地
換地処分の告示日		令和 年 月 日
必要部数		部
申請人		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ ()
希望する受領方法 (チェックをつけてください)		☐ 切手を貼った返信用封筒で郵送希望 ☐ 窓口交付希望 (来庁予定 月 日 時頃)
下記 職員使用欄		
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他 ()	

法人登記 についてのお問合せ先

法務局のホームページをご確認いただき、管轄する法務局にお問い合わせください。

埼玉県内に本店がある会社・法人のお問い合わせ先は

さいたま地方法務局法人登記部門

〒338-8513 埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

電話 048(851)1000

窓口対応時間：午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

不動産登記 についてのお問合せ先

さいたま地方法務局 飯能出張所

〒357-0021 埼玉県飯能市大字双柳94番地15

電話 042(972)2580

窓口対応時間：午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

本しおり についてのお問合せ先

日高市役所 市街地整備課

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

電話 042(989)2111内線3361・3362

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）